

令和6年度愛知県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 募 集 案 内

1 目的

高齢者介護実務者に対し、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画又は看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施することにより、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

2 募集内容等

(1) 受講対象者

県内（名古屋市内を除く）の指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者に従事する予定の者であって、介護支援専門員証を有し、認知症介護実践者研修（旧実務者研修基礎課程を含む）を修了している者とする。

ただし、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に関しては、介護支援専門員でなくても認知症介護実践者研修（旧実務者研修基礎課程を含む）を修了している方であれば受講可能です。（※本体事業所における業務を行うことはできません。）

(2) 日程

令和7年2月27日（木）、28日（金）

(3) 会場

愛知県自治センター12階 E会議室（名古屋市中区三の丸2-3-2）

(4) カリキュラム

別紙のとおり

(5) 定員

40名

(6) 費用

研修参加費用は、受講料と教材等にかかる費用となります。

なお、参加費用については、受講決定通知の際にご案内します。

3 申込方法等

(1) 申込方法

別紙の**受講申込書**（原本提出・コピー・FAX不可）に、**認知症介護実践者研修（旧実務者研修基礎課程を含む）の修了証書の写し、介護支援専門員証の写し（登録番号や有効期間満了日の記載のあるもの）及びグループワーク事前確認事項**を、事業所の所在する**市町村（保険者）の介護保険サービス事業所に係る指定基準所管部署へ令和6年12月20日（金）【必着】**までに提出してください。

なお、申し込みに関する問い合わせについては、各市町村（保険者）へお尋ねください。

(2) 受講決定

申込者数が定員を超えた場合は、愛知県で選考し、受講の可否について市町村経由により、開催日までに通知します。

なお、受講決定後の受講者の変更は認められません。

4 その他注意事項

- (1) 実践者研修の修了が見込まれる者についても申込みを受け付けますが、修了証書の写しを研修日当日の開始時刻までに確認できない場合は受講をお断りする場合があります。
- (2) **研修会場には、駐車場がありませんので公共交通機関でお越しください。**
もし、お車でお越しになる場合は、コインパーキングを受講者ご自身でお探してください。
- (3) 研修日程の全ての講義に出席した方（**遅刻・早退・欠席不可**）に対しては、愛知県知事の修了証書を交付します。
- (4) 受講者決定後に受講をキャンセルされる方は受講日の2週間前までに各市町村（保険者）を通して愛知県へ申し出てください。それ以後のキャンセルは原則として認められません。
- (5) 感染予防のため、研修会場でのマスクの着用、手指消毒にご協力をお願いいたします。
- (6) 小規模多機能型サービス等における計画作成の研修となります。ケアプランは作成できることを前提として研修が進みます。ケアプランの作成手順等についての研修は行われません。